

回覧

令和3年8月7日

会員各位

湘南山手吉井自治会

8 月 度 お 知 ら せ

新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発令されました。
当面、自治会活動の自粛が求められますが、ワクチン接種の状況を見極めて
いきたいと思います。
なお、厳しい状況下にありますので、8 月末日まで自治会館の利用を不可と
いたします。

*自治会ホームページの案内

URL

<https://www.syouananyamate.com>

湘南山手吉井自治会

検索 QR コード



	回 覧 物 の 内 容	備 考 欄
①	8 月度定例会次第等	自治会
②	自治会館「利用時間等」の改訂	自治会
③	ラジオ体操中止のお知らせ	自治会
④	資源回収の出し方	自治会
⑤	いきいきサロン等の活動自粛について	浦賀地域 4 団体
⑥	敬老祝賀「記念品」のお渡しについて	自治会
⑦	8 月から「食糧支援等活動」始めます	浦賀地区社会福祉協議会
⑧	ほうかつ通信	浦賀地域包括支援センター
⑨	浦賀 TODAY	浦賀行政センター
⑩	大塚台の風	大塚台小学校
⑪	横須賀合同企業就職面接説明会について	横須賀市
⑫	庭木のお手入れについて (お願い)	横須賀市
⑬	チョットお助け隊について	ボランティア団体

回覧

令和3年8月7日

8 月 度 定 例 会（書面会議）

1 報告

①7/4 計報（3C-12 班）	会長
②7/6 浦賀地区社協定例会議	会長
③7/8 横須賀市連合町内会定例会議	会長
④7/9 廃棄物減量等推進審議会	会長
⑤7/10 大塚台学区体育振興会会議	会長他
⑥7/16 公園管理課（防災倉庫等設置許可申請手続き）	会長
⑦7/20 浦賀連町役員会	会長
⑧7/21 横須賀市社会福祉協議会「地区社協部会」会議	会長
⑨7/26 浦賀防犯協会 3 役会議	会長
⑩7/29 浦賀連町定例会議	会長
⑪8/3 浦賀地区社会福祉協議会定例会	会長

2 議事

（1）総務部関係

- ①自治会館利用料の改訂について
- ②緊急事態宣言に伴う対応について
 - ・活動の自粛要請（浦賀地域4団体）
 - ・自治会館の利用 8月2日から8月末日まで、利用不可とする

（2）防犯交通部

- ①8月度、青パトロールについて（役員で対応）

（3）環境衛生部

- ①資源回収の注意事項について
- ②ごみネット等の交換については、環境衛生部長までに連絡すること

（4）福利厚生部

- ①敬老祝賀「記念品」の贈呈について（9月度定例会に提出）
- ②ラジオ体操「中止」について

(5) その他

①生活困窮者の相談及び食糧支援活動について（浦賀地区社会福祉協議会）

・令和3年8月21日（土）午前9時30分から11時30分まで

・浦賀地区ボランティアセンター（内）

②チョットお助け隊「活動状況等」について

(6) その他（当面の諸行動等）

①浦賀鴨居地域運営協議会「福祉部会」会議 8月19日（木）10時00分～

②浦賀鴨居地域運営協議会「防犯防災部会」会議 8月19日（木）10時00分～

③浦賀防犯協会4役会議 8月24日（火）10時00分～

④浦賀奉行所300周年記念PT会議 8月26日（木）10時00分～

令和3年7月31日

湘南山手吉井自治会館の利用時間及び利用料

自治会館の利用時間は、午前9時00分～午後9時00分までを原則とし、利用料金等については、下記のとおりとする。

記

1 貸し出しについては、1時間単位とする。

(1) 大会議室 500 円/1h

(2) 2階和室 (6 畳) 200 円/1h

(3) 2階和室 (12 畳) 400 円/1h

(4) 2階小会議室 200 円/1h

2 自治会館利用に際し、町外の方からの申し込み及び葬儀等で利用(会員)の相談があった場合は、自治会との協議により貸し付けを決定する。

(1) 町外の方の利用料金は、会員利用料金の倍額とする。

(2) 葬儀等(全館)の利用料金は、1日 25,000 円 2日 50,000 円
3日 75,000 円とする。

3 (新) 利用料金等については、令和3年8月1日からとする。

令和3年(2021年)7月29日

浦賀地区・鴨居地区
各町内会長・自治会長様

浦賀地区連合町内会
会 長
浦賀地区社会福祉協議会
会 長
浦賀地区民生委員児童委員
協議会々長
鴨居地区民生委員児童委員
協議会々長

「いきいきサロン等の活動自粛」について（お願い）

日ごろから、地域の向上及び福祉活動の推進に向けご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記について、新型コロナウイルス感染の拡大により、神奈川県として「緊急事態宣言」が発せられました。

市内においては、6月27日から7月17日までの感染者数が、1日平均2桁(10.9人)を超えてしまう状況にあります。

厳しい状況下の中、各地区においては、8月末日まで、盆踊りや「いきいきサロン等」様々な活動の自粛をお願いいたします。

なお、民生委員児童委員及び社会福祉推進委員の方々にも周知をお願いいたします。

引き続き、浦賀地区連合町内会及び浦賀地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会として、新型コロナウイルス感染状況を見極め活動の展開を図って行きますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

回 覧

令和3年8月7日

環境衛生部

集 団 資 源 回 収 に つ い て

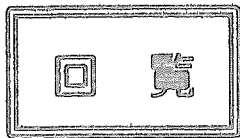
第5週火曜日の回収は行われません。

8月31日（火）は
第5週火曜日です。

集団資源回収は行わ
れません。

排出されてしまうと近隣の方々に
多大な迷惑となりますので、
ルールを遵守しましょう！！

出される前にカレンダーを確認してください。



敬老祝賀「記念品」のお渡し

標記について、本年度も新型コロナウイルスの感染状況を見極め、祝賀会は「中止」とさせていただきます。記念品はお渡しいたしますので、下記にご記入をお願いいたします。

記

「1946年（昭和21年）以前に生まれた方」

○お渡し場所： 湘南山手吉井自治会館（1階）

○日 時： 令和3年9月20日（月祝）10時～11時

なお、会館までおいでいただくのが難しい方、時間内にお受け取りできなかった方は、当日12時頃までにお届けに伺います。

氏 名	住 所	電話番号	年齢	受取
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅
	吉井			会館・自宅

ブロック

班

班長名

班長さんへ 名簿は9月4日（土）定例会までにブロック長さんへお渡しください。

*該当者が居られなくても、必ずブロック長さんへお渡しください。

お問合せ先：046-801-1800（自治会館）福祉厚生部

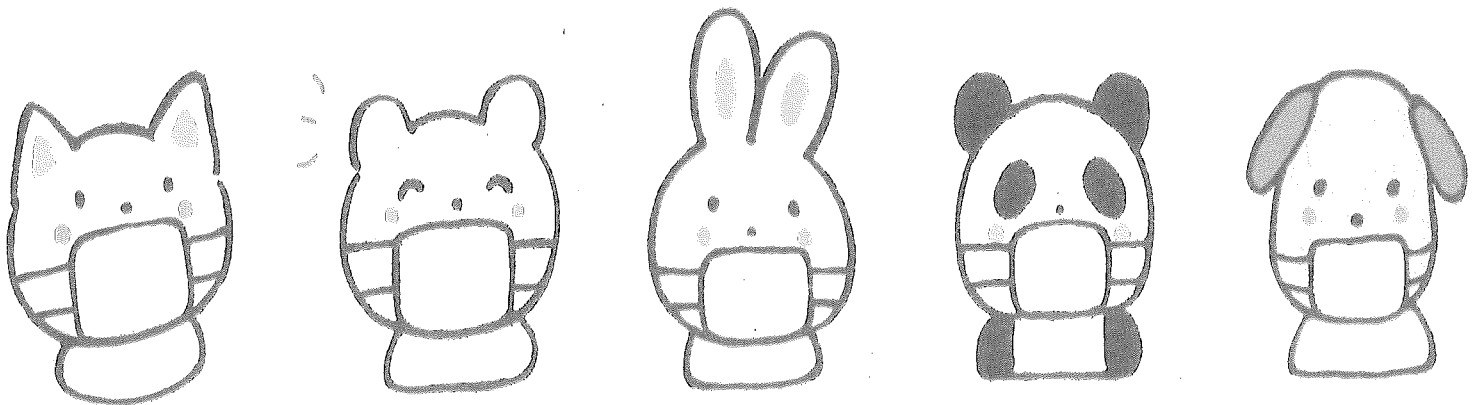


回覧

令和3年8月
湘南山手吉井自治会
福利厚生部子ども会

ラジオ体操中止 のお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止のため、
本年度のラジオ体操は中止といたします。



令和3年7月吉日

浦賀・鴨居地区居住者各位

浦賀地区社会福祉協議会

8月から「食糧支援等」始めます

浦賀地区社会福祉協議会として、毎月、第3土曜日の9時30分から11時30分まで、浦賀地区ボランティアセンター内において、生活相談及び食料支援物資（お渡し）コーナーを設置いたします。

当面は、ひとり親世帯、高齢者（独居）、障がい者世帯、また、コロナ禍における生活困窮世帯を対象といたします。

なお、生活保護受給者は対象外といたします。

ご遠慮なく民生委員児童委員等に相談してみてください。

支援物資（配布例）

- ・お米や缶詰等々です（その都度、確定はしていません）

8月の配布日は21日（土）となります。

各地区の民生委員児童委員・社会福祉推進委員は、相談を受けた場合配布日の4日前までに、別紙（必要事項を記載し）を、浦賀地区ボランティアセンターへ、ファックスを（046-844-0294）をお願いいたします。

なお、車で来所する場合、駐車場はありませんので、近隣の民間駐車場を利用してください。

会員各位

令和3年8月7日
湘南山手吉井自治会
生活支援隊

生活支援

チョットお助け隊について

気軽に相談してみてください

生活支援隊、徐々に活動を展開していますが、過日、樹木の剪定依頼を受け2名で対応、1時間半程度の活動でありましたが無事に終了いたしました。

引き続き、「楽しく・安全で・安心して」暮らせる、まち創りをモットーに、活動を展開していきますので、何なりと相談をしてみてください。

(活動事例)

- ・子育てに悩んでいる。(相談等)
- ・粗大ごみを、家の中から搬出できない。
- ・足腰も弱り、最近、買い物にもいけない。
- ・高齢化により、庭木の剪定や草刈りができない。
- ・ごみの分別がわからない。
- ・電球の交換ができない。
- ・その他

活動の依頼については、事前の相談が原則となり、困りごとの理由等を聞かせていただき判断することとします。

相談内容によっては、活動できない場合もありますので、ご承知おきください。

なお、令和3年度については、試みの期間といたしますが、活動を依頼する人については、30分300円の活動費をお願いすることとします。

(相談窓口)

チョットお助け隊

- ・事務局長

2021年7月19日

生活支援活動に関する申請書及び報告書

(あて先) 湘南山手吉井自治会
 チョットお助け隊事務局

(申請者)

住 所:

氏 名:

連絡先:

申請(依頼)内容

植木の剪定・伐採

申請(依頼)理由

高齢者のため高所の作業ができない。

2階のベランダから布団を干すと庭木の枝が邪魔になるので剪定して欲しい。

依頼希望日時 7月21日(水) 10時00分～ (変更可)

事務局記入欄

受付日時 2021年7月18日 20:00 受付番号 第1号

可否の判断 ☒ 可 ☐ 否

理 由

調査の結果、短時間で対応が可能のため。

実施予定年月日

2021年7月25日 時間 9:00

申請者への連絡

2021年7月20日 時間 16:00

実施結果報告

依頼の庭木の剪定及び駐車場内の樹木の伐採を行う。

担
当
者
名

実施日

2021年7月25日(日)
9:00 ~ 10:00

作業時間

60分

活動費

円

その他

電話依頼